

堺国際ビジネス推進協議会 令和3年度 海外見本市等出展助成制度のご案内

1 趣旨・目的

海外での会員企業のビジネスチャンス拡大を図るため、海外見本市等へ出展する会員企業に対し、出展に係る経費の一部助成を行います。

2 助成対象

令和3年4月1日から令和4年3月31日の間に海外で開催される見本市、展示会、合同企業説明会
(但し、本協議会及び他の団体等からすでに助成を受けた経費は除く。)

3 助成対象者

堺国際ビジネス推進協議会の会員企業

※本助成制度は、一会員企業あたり、同一年度に1回のみ利用できます。

4 助成対象経費

出展料(小間料と基本装飾料をあわせたもの)、通訳費、輸送費

5 助成金額

予算の範囲内において、1件あたり以下のとおり

(市内企業)対象経費の30%以内で15万円を超えない額

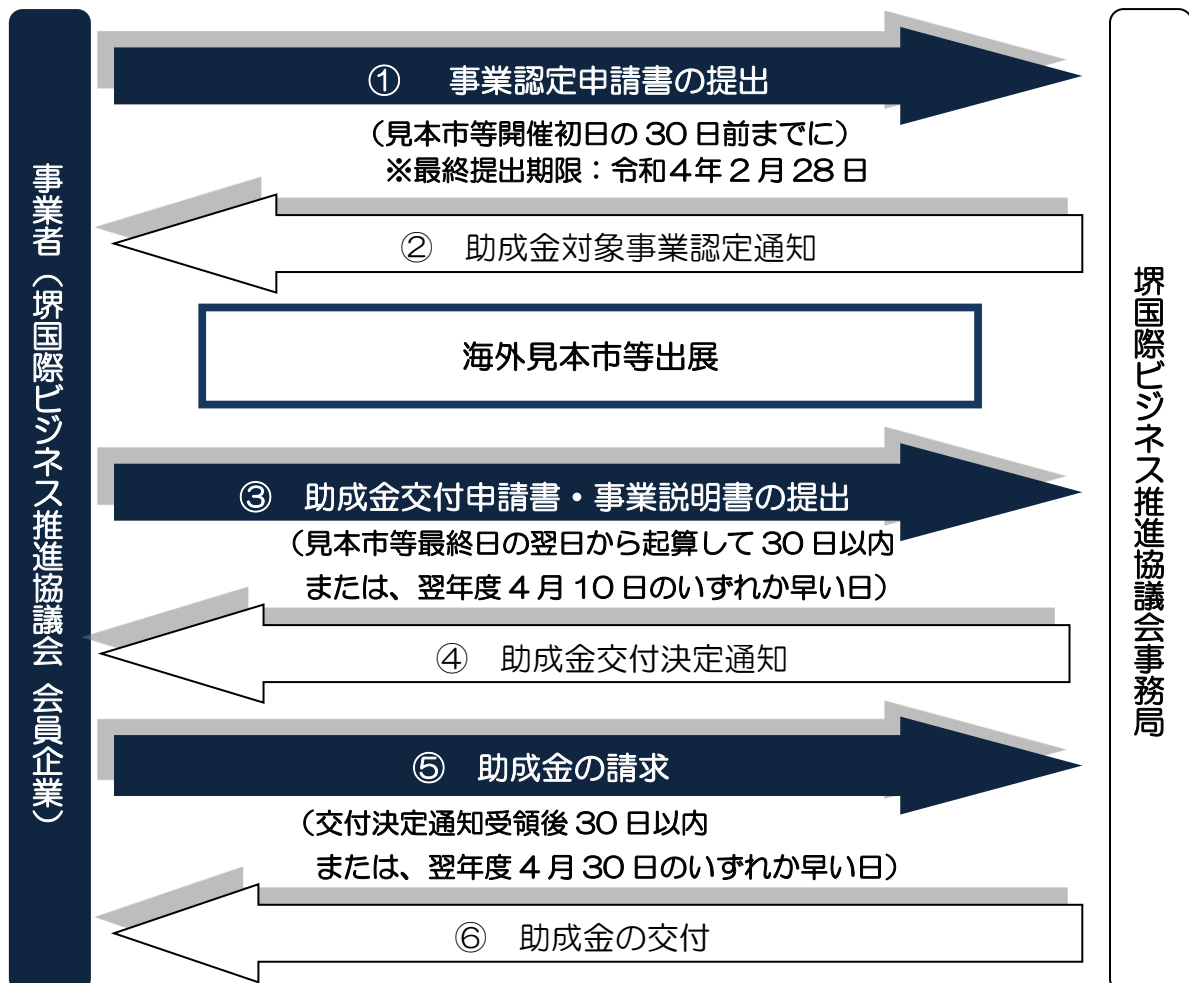
(市外企業)対象経費の10%以内で5万円を超えない額

(裏面へ続く)

6 申請手続き ★まずは、事務局にご一報ください。詳細をご案内いたします。

- ① 交付を受けようとする事業者は、見本市等開催初日の30日前までに「海外見本市等出展助成金対象事業認定申請書(様式第1号)」に必要書類を添付して事務局へ提出してください。(最終提出期限:令和4年2月28日)
- ② 認定申請書の提出後、事務局で内容を審査し、適当と認める場合は、助成対象事業として認定を行い、申請者に認定通知書にてその旨を通知します。
(事業計画又は経費の内容を変更しようとするときは、「海外見本市等出展助成金対象事業内容変更・取消申請書(様式第2号)」を事務局へ提出し、その承認を受けて下さい。)
- ③ 助成対象事業完了後、見本市等開催期間最終日の翌日から起算して30日以内、または翌年度4月10日のいずれか早い日までに「海外見本市等出展助成金交付申請書(様式第3号)」に「海外見本市等出展助成金対象事業説明書(様式第4号)」ほか必要書類を添付し、事務局へ提出してください。
- ④ 交付申請書提出後、事務局で内容を審査し、適当と認める場合は、予算の範囲内において助成金の交付決定を行い、申請者に交付決定通知書にてその旨を通知します。
- ⑤ 交付決定通知書を受領後30日以内、または翌年度4月30日のいずれか早い日までに、「海外見本市等出展助成金交付請求書(様式第5号)」に交付決定通知書の写しを添付して、助成金交付の請求を行ってください。
- ⑥ 請求に基づき、助成金を交付します。

※「海外見本市等出展助成金対象事業説明書(様式第4号)」において、商談継続中のものがある場合は、見本市等開催期間最終日の1年後の日が属する月の月末までに、海外見本市等出展助成金成約状況報告書(様式第6号)を事務局へ提出してください。



【お問合せ】

堺国際ビジネス推進協議会事務局(堺市イノベーション投資促進室内)

TEL 072-228-7629 メール itosoku@city.sakai.lg.jp